

社会福祉法人 京都眞生福祉会
ショートステイ 京都指月あさがおの郷 1号館

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都眞生福祉会が運営するショートステイ 京都指月あさがおの郷1号館(以下「事業所」という)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態等にある利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「ショートステイ 京都指月あさがおの郷1号館」と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は、京都市伏見区常盤町40-3に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人 京都眞生福祉会 とする。

(従業員の種類、員数及び職務内容) (併設特養を含む)

第6条 施設の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置するものとする。

- 1 管理者 1名(管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある)

管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対する必要な指揮命令を行う。

- 2 医師 1名
常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。
- 3 生活相談員 1名以上
常に利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援する為、他の職種とも連携し利用者及び家族に対して相談援助等を行う。
- 4 看護職員 1名以上
利用者の健康チェック及び入浴時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行う。
- 5 介護職員 15名以上
入浴、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
- 6 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画書の作成
- 7 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- 8 栄養士 1名以上
適切な栄養管理をするとともに、利用者の身体の状況、嗜好を考慮した献立を実施する。
- 9 調理員 4名以上
栄養士の考えた献立をもとに調理を行う。
- 10 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(勤務体制の確保等)

第7条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する観点から、以下に定める職員配置を行うこととする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置。

(利用定員)

第8条 利用定員は次のとおりとする。

短期入所生活介護 定員10名/ユニット数1/1ユニット10名

(事業の内容及び料金その他費用の額)

第9条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合の額とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な身体の介護・日常動作訓練・健康チェック・

その他関連する事項

- 2 次の各号に掲げる項目については、別表に定める費用の額の支払いを受けることができる。
 - 一 利用者が選定する特別な食事の提供及び茶話会を行ったことに伴い必要となる費用
 - 二 理美容代
 - 三 レクリエーションや行事の材料代
 - 四 複写物の交付に伴い必要となる費用
 - 五 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 事業所の通常の送迎の実施地域は、京都市伏見区とする。但し、その他地域については個別相談に応じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は短期入所生活介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。
 - 2 利用者及び家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない。

(緊急時及び事故発生時の対応)

- 第13条 職員は、短期入所生活介護の提供を行っている際に、利用者の病状に急変が生じた場合や事故が発生した等の場合には、すみやかに主治医又は協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。
 - 2 事故の発生又はその発生を防止するためには以下の措置を講ずることとする。
 - 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針の整備。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
 - 三 事故の発生又はその発生の防止のための委員会及び担当者を設置する等し、従業者に対する研修を定期的に行う。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ通知するとともに年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持)

第15条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（身体拘束の適正化）

第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を原則行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て、身体等の拘束を行うこととする。

- 2 前項に係る身体拘束等に関する事項については、別途「身体拘束等の適正化のための指針」の定めによる。

（反社会的勢力の排除）

根拠規定（京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行）

第18条 事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 従業者の資質向上の為の研修の機会を確保し、又業務体制を整備する。
- 3 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。
- 4 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに

に、適切な時間に行わなければならない。

- 6 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行わなければならない。
- 7 医師及び看護職員は、常に利用者の健康保持の為に適切な処置をとらなければならない。
- 8 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
- 9 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに、必要に応じ短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 10 事業所は、短期入所生活介護の提供に際しては、指定を受けた入所定員及び居室の定員を越えて利用させてはならない。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 11 事業の運営にあたっては、地域住民やその他自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。
- 12 事業所は、市区の行う低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置を行うものとする。
- 13 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 14 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

2018年	3月31日	施行
2020年	4月1日	改定
2021年	4月1日	改定
2021年	12月1日	改定